

白 教 発 3 3 8 号
令和 8 年 7 月 2 4 日

体育施設利用団体 各位

白鷹町教育委員会
教育長 迎田 浩昭
(公 印 省 略)

白鷹中学校体育館・白鷹町民武道館の暖冷房料の設定について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、昨年度の白鷹中学校体育館並びに白鷹町民武道館における暖冷房試用運転期間を経て、令和 8 年 8 月から暖冷房料の設定をすることとなりました。

つきましては、下記のとおり暖冷房の使用実績に応じて徴収させていただきますのでお知らせいたします。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 対 象 施 設 | 白鷹中学校体育館・白鷹町民武道館 |
| 2. 暖 冷 房 料 | 町内団体：暖冷房ともに一律一時間あたり 500 円
町外団体：暖冷房ともに一律一時間あたり 1,000 円
※武道館（トレーニング室と談話室）は、施設使用料単価
※一時間単位とし、端数は切上げとします。
例：0.5 時間使用⇒1 時間請求、1.7 時間使用⇒2 時間請求
※使用面積に関わらず徴収します。（2 団体使用した場合はそれぞれ
から徴収） |
| 3. 設 定 気 温 | 冷房（28℃）、暖房（20℃以下） |
| 4. 請 求 関 係 | 使用簿に記入された実績をもとに請求 |
| 5. 徴収開始日 | 令和 8 年 8 月 1 日以降の暖冷房の使用 |

【担当】

白鷹町教育委員会 生涯スポーツ係
〒992-0831 白鷹町大字荒砥甲 833
TEL：0238-85-6147 FAX：0238-85-2183
kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp

【注意事項】※必ず一読ください。

- ・ 体育館、武道館の利用が終了したら、必ず電源が入っていないかを確認してください。（指さし確認）
※暖冷房消し忘れの場合は、ネットデータ確認の上、発見した時間まで請求いたしますのでお気を付けください。消し忘れ防止のため、別紙にてタイマー設定の操作方法をお送りいたします。一つ一つ設定が必要となりますので、お気を付けください。
- ・ 暖冷房を使用した時間を必ず使用簿にご記入ください。記入がない場合は、施設使用时间分請求となります。また、ネットデータ上、暖冷房を使用した時間よりも短い時間で記入されている場合は、体育施設の使用を禁止いたしますので使用した分を必ずご記入ください。
- ・ 施設使用において、同施設を複数の団体で使用する（2面あるうち片面ずつ異なる団体が使用）場合は、片方団体の暖冷房無料使用を防ぐため、両方の団体より徴収いたします。そのため、お手数をおかけいたしますが事前に団体間で使用の有無や何時から何時まで使用するのか調整をお願いいたします。
- ・ 風速の変更は行わないでください。
- ・ 暖房温度は範囲内での変更を可とします。（冷房変更不可）
- ・ 環境整備のため、換気を定期的に行うようにお願いします。